熊本県文化協会協力会規約

- 第一条 本会を熊本県文化協会協力会という。
- 第二条 本会は事務所を熊本県文化協会事務局(県立図書館内)におく。
- 第三条 県文化協会に対し財政的協力を行うことを以って目的とする。 本会は全県的な文化振興と芸術文化祭のもりあがりをはかり、
- 第四条 万円以上を継続醵金するものをもって組織する。本会は県下の企業体並びに理解ある個人有志を対象とし、 一口年額一
- 第五条 する。 地域の文化協力会に配分するものとする。 本会の醵金は第三条の目的達成にあてるものとして県文化協会に寄付 この場合、県文化協会は各地域からの協力醵金はその半額を当該の
- 第六条 本会会員には次のような配慮がなされるもとする。
- 1 県文化協会の特別会員に推薦
- 2 機関誌「熊本文化」の贈呈
- 3 県文化協会の主催する主たる行事の連絡案内
- 4 県芸術文化祭行事の通知あるいは招待
- 5 地域にあっては地域協会の行う文化行事の招待
- 6 その他
- 第七条 の記念行事を行う際に、 醵金した会員に対して、 県文化協会は感謝状を贈って感謝の意を表する。 本会、県文化協会または県文化懇話会が周年等
- は二年として重任をさまたげない。 本会には代表一名、 世話人若干名、 および監事二名をおく。 役員の任期